



議案第百十九号

三朝町管住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町管住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾壹年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町管住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町管住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 前条の規定による使用料の額は、次のとおりとする。

- 一 昭和三十九年度建設 第一種住宅 月額三千二百円  
第二種住宅 月額二千二百円
- 二 昭和五十一年度建設 第一種住宅 月額一万三千五百円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年一月一日から適用する。ただし、改正前の三朝町管住宅使用料徴収条例第二条第二号の改正規定は、昭和五十一年十二月一日から適用する。